

令和5年 12月定例会

古巻公民館建築工事 関連予算可決

あらまし

令和5年12月定例会は、11月30日から12月13日までの14日間の日程で開催されました。市長専決処分の報告2件のほか、市道の認定1件、工事請負契約の変更1件、指定管理者の指定2件、条例の一部改正13件、令和5年度補正予算6件、請願1件、議員提出議案3件が提出され、一部を除き各常任委員会に付託され、慎重に審査・審議を行いました。請願は採択、渋川市議会議長の不信任決議は否決、そのほかの議案は原案のとおり可決しました。

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例

通学バスの運行区間および利用対象者の見直しに伴い、所要の改正を行うもので、可決同数となり、議長裁決で可決しました。

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

将来に向けて安全で安心な水の供給を続けるため水道料金の改定を行うもので、可決同数となり、議長裁決で可決しました。

なお、水道料金の改定に当たり、下記附帯決議が議員から提出され、可決同数となり、議長裁決で可決しました。

指定管理者の指定

①小野上温泉センター、小野上地域活性化センター及び小野上温泉公園と、②渋川スカイランドパーク遊園地の施設の管理を行う指定管理者をそれぞれ指定するもので、全員一致で可決しました。

令和5年度一般会計補正予算(第6号・第7号)

第6号は、物価高騰の影響を受ける市民の緊急支援を実施するための予算で、全員一致で可決しました。第7号は、古巻公民館整備を推進するための予算、新美術館の開館準備を推進するための予算、旧たちば

なの郷城山の解体工事を実施するための予算などで、可決同数となり、議長裁決で可決しました。

なお、予算常任委員会で可決した修正案は、本会議にて可決同数となり、議長裁決で否決しました。

市議会議長の不信任決議

通学バス条例の一部改正と一般会計補正予算(第7号)の修正案の表決における可決同数時の議長裁決の際、議長が委員会審査結果を尊重せず、議長として信任できないとの理由で、議員から議長不信任決議が提出され、可決同数となり、議長裁決で否決しました。

議案第101号 渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

本議案は、「基本料金区分の見直し」、「従量料金区分(使用水量区分)の見直し」、「用途区分(浴場用)の廃止」及び「基本料金及び従量料金の改定」を内容としています。

この点、電気料の値上げによる動力費の増大の影響により営業支出が増加したことも相まって、水道事業の経営状態が非常に厳しい状況にあります。このままでは管路や施設等の更新費用を確保し、更新を進めていくことができない状況に陥ることが予測されます。そこで、将来に向けて安全で安心な水の供給を続けるために、水道料金の改定を行うものであります。

そこで、本料金改定にあたり、動力費削減・未収金の回収の徹底をはじめとするより一層の経営努力、料金改定の影響を大きく受ける世帯あるいは事業者に対する格別の配慮を講じることを強く求め、附帯決議といたします。

※附帯決議：議案が議案を可決した際に、その議案の施行等に対する議会としての意思を表明するものとして行う決議のこと。なお、法的拘束力を有するものではありません。

※議長に関する議題であるため議長は議場から退出しており、可否同数による議長裁決は、議長職を務めた副議長が行いました。

常任委員会の審査

総務市民

審査結果 付託された5議案はすべて全会一致で可決しました。

例 渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。
質疑 会計年度任用職員がないと仕事成り立たない状況の中、なぜ正規職員と差をつけるのか。
答弁 同一労働、同一賃金という考えはありますが、正規職員の仕事を補完する業務を担っていただいています。

総務市民常任委員会協議会
市から次の事項について報告、説明がありました。
・第3期渋川市まち・ひと・

しごと創生基本方針について

・男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進について

・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について

経済建設

審査結果 付託された9議案はすべて全会一致または多数決で可決しました。

例 渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

質疑 水道料金改定について、令和4年12月の委員会協議会報告では、まず10%値上げし、そこからさらに段階的に値上げする案だったが、なぜ今回一度に約18%の値上げとなったのか。
答弁 経営状況における給水人口の減少、物価高騰、留保資金などを勘案し、今

回の改定内容としました。
質疑 なぜ今まで改定しなかったのか。

答弁 合併後の料金統一が平成29年に完了し、令和5年に検討を始め、令和5年度から改定予定でしたが、

コロナ禍などの社会情勢を考慮し先送りしていました。
質疑 有収水量率が低い地区は、配水管の老朽化による漏水等の可能性があるが、

各地区の有収水量率は、
答弁 各地区の有収水量率はおおむね50%から80%、全体では77%です。
質疑 水道料金の徴収率と未収金の状況は。

答弁 徴収率は99%で、未収金は令和4年までの5年間で4256万円です。
質疑 値上げの前に未収金を徴収する努力をするべき。

答弁 料金徴収率向上の方策を検討しております。

経済建設常任委員会協議会

市から次の事項について報告、説明がありました。
・渋川市交流促進センター(SUNおのがみ)及び渋

川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に係る募集要項(案)について

・渋川市下水道事業経営戦略改定(案)に係る中間報告について

教育福祉

審査結果 付託された3議案及び請願1件のうち渋川市通学バス条例の一部を改正する条例は賛成少数で否決、ほか3件は全会一致で可決・採択しました。

例 渋川市通学バス条例の一部を改正する条例

通学バスの運行区間および利用対象者の見直しに伴い、所要の改正をしようとするもので賛成少数で否決しました。

質疑 改正の内容は。
答弁 学校まで2・5km以上とする基準がありますが、

子持地区のみ合併前の条件が特例措置として設けられており、市内全体の公平性を保つため、この特例措置

を改めるものです。
質疑 このタイミングで改正する理由は。

答弁 学校再編に向けた課題の整理のためです。
質疑 地域性などを考慮した見直しができないか。

答弁 地域ごとの基準設定は、難しいと考えます。なお、距離基準以下でも理由があれば理由書を提出いただき、個々の状況により協議し、認められる場合には、バス利用を許可します。



通学バスを利用する児童

教育福祉常任委員会協議会
第2期渋川市地域福祉計画策定の中間報告について
質疑 市民に理解してもらうために、具体的に分かり

やすい計画の策定を。

【答弁】 市民に行き渡るようPRしていきます。

高齢者福祉バス事業（北橋地区）の今後について

【質疑】 利用者が減少しているが、ほかの地域はどうか。

【答弁】 北橋と同様に減少が進んでいます。また、車両の老朽化も進んでいます。

【中間報告について】

【質疑】 現場をよく把握し、介護の実態から認定を適正化してほしい。

【答弁】 適正な判断と認定ができるよう研修に努めます。

【学校給食共同調理場における調理配送等業務委託の契約について】

【質疑】 業務委託する理由は、

【答弁】 食育に力を注ぐとともに、調理員の働き方の問題解決になるためです。

【古巻公民館建設用地における土壌汚染状況調査の結果について】

【質疑】 土壌汚染（スラグ）調査費用はこれ以上掛からないか。

【答弁】 掛かりません。

予 算

審査結果 付託された5

議案のうち、一般会計補正予算（第7号）は多数決で修正可決、ほか4議案はすべて全会一致で可決しました。

道路施設緊急保全対策事業

【質疑】 どのような工事で、

何力所実施するのか。

【答弁】 豪雨災害に備え、側溝の整備・改修や、のり面補修等を行うものです。渋川地区2カ所、子持地区1カ所、赤城地区2カ所、北橋地区2カ所、合計7カ所で工事を予定しています。

一般会計補正予算に対する修正案（議員から2案提出）

①旧たちばなの郷城山の建物解体工事費の削除

当該事業に係る予算1億6771万7000円を全額減額するもの。

【提出理由】 当施設は借地に

建っているが、借地返還条件がまだ地権者と合意に至っていないことから、本補

正予算による事業実施は時期尚早であるため。

【結果】 可否同数となり、委員長裁決で否決

②古巻公民館建設予定地の鉄鋼スラグ等撤去費の削除

当該事業に係る予算1億2566万4000円を全額減額するもの。

【提出理由】 古巻公民館の汚

染土壌等の除去・搬出費用を、いったん税金で負担し、後からスラグ排出事業者に負担を求めることは財政の健全な運営・合理的な基準による予算編成とはいえず、地方財政法第2条および第3条の規定に反するため。

【結果】 賛成多数で可決



取り壊しが予定される旧たちばなの郷城山

討 論

【討 論】

12月定例会で行われた主な討論について、概要を報告します。
討論とは、議案等を議決するために賛成・反対の意見を述べることをいいます。

「渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

賛 成

反 対

水道事業は、令和元年度から赤字が続いている。有収水量率低下により料金回収率が大変低い数値であり、水を供給すればするほど赤字が増加する。そこで、「料金改定により安定した利益を確保し、確保した利益を留保資金とし、留保資金を原資として施設更新を進める」といった収益構造にしなければ、将来まで安全で安心な水を安定的に供給していくための本質的な解決にならない。

また、料金改定を先送りすればするほど、将来世代への負担が増えてしまうだけである。

国が物価高騰対策を行っている今、ライフラインである水道料金18%の値上げは市民生活を直撃、安心安全な生活をおびやcas。法令では約3年ごとに料金を見直すこととあるが、平成26年以降、市は何も対応しなかった。過去に少額ずつ値上げを行っていったら、今回の急激な値上げは回避できた。5年後に利益剰余金5億円を積み上げるためとのことだが、下水道会計同様に市の財源からの繰り入れも可能。水道料金の補助を行う他市町村に倣い、当市も市民に優しい施策を行うべきである。